

議 会 運 営 委 員 会

令和8年5月11日（月）

午前9時30分

第2委員会室

議 題

- 1 令和8年第3回（5月）尾張旭市議会臨時会の運営について
- 2 予算決算委員会各分科会の効率化について
- 3 本会議及び委員会の中継映像の二次利用について
- 4 その他

配付資料一覧

【議題1 資料】

- 1 令和8年第3回（5月）尾張旭市議会臨時会日程（案）
- 2 議事日程（案）
- 3 令和8年第3回（5月）尾張旭市議会臨時会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 令和8年度 理事者議場配席図

【議題2 資料】

- 5 3月定例会での予算決算委員会各分科会の試行に関する意見 一覧

【議題3 資料】

- 6 議会中継映像の利用に関する要望書
- 7 尾張旭市議会ホームページ 一部抜粋

【議題4 資料】

なし

令和8年第3回（5月）尾張旭市議会臨時会日程（案）

（会期1日間）

開 催 日	曜 日	開 議 時 間	会 議 名	日 程 等	
第 1 日	5月19日	火	午前9時30分	本 会 議	議会運営委員長報告 1 会議録署名者の指名 2 諸報告 3 会期の決定 4 委員会の所管事務調査報告の件 5 承認第2号及び承認第3号 上程、提案理由の説明、質疑、討論、 採決又は委員会付託 6 議会運営委員の選任 7 常任委員の選任

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

（ 勝股 修二 議員 ）

（ 芦原 美佳子 議員 ）

第 2 諸報告

（1）議長報告

（2）市長報告

第 3 会期の決定

（会期 1 日間）

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 承認第2号及び承認第3号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

第 6 議会運営委員の選任

第 7 常任委員の選任

承認（2件）

番号	件名
承認第2号	尾張旭市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
承認第3号	尾張旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

議案等の概要

・ 承認（2件）

承認第2号 尾張旭市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（税務課）

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の改正等を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和8年4月1日に施行した。

専決年月日 令和8年4月1日

承認第3号 尾張旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて（保険医療課）

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改定等を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、令和8年4月1日に施行した。

専決年月日 令和8年4月1日

<市長報告（1件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第2項の規定による市長報告を行う。

・霞ヶ丘ふれあい会館における物損事故

損害賠償額 120,846円（過失割合100%） 専決年月日 令和8年3月31日

令和8年度 理事者議場配席図

--	--	--	--

	監査委員 事務局長
--	--------------

	市民生活部長	上下水道部長	
--	--------	--------	--

議 長

	健康福祉部長	こども子育て 部 長	
--	--------	---------------	--

	消 防 長	都市整備部長	
--	-------	--------	--

演 壇

	市長公室長	企画部長	
--	-------	------	--

		教育部長	教育長
--	--	------	-----

市 長	副 市 長	総務部長	
-----	-------	------	--

※空席箇所については、議案、一般質問等の内容により変更することがあります。

3月定例会での予算決算委員会各分科会の試行に関する意見 一覧

1	<p>今回、部長説明文を事前に配布していただいて分科会前に勉強ができ、とてもよかったと思う。今後もこのような感じで進めることには賛成する。 また各定例会でこのような進め方をすることについては、考える必要があるのではないかと。</p>
2	<p>理事者の説明原稿を事前に配付したことで、当日の説明時間が短縮され、分科会を効率的に進行できたと感じた。また、聞き逃しや聞き間違いの防止にもつながったと考える。 一方で、市民にとっては説明が不足する面もあるため、説明原稿を閲覧可能にする、また、会議録に説明原稿を添付するなどの対応が必要だと感じる。こうした課題に対応し、今後も今回のような進め方を継続していただきたいと思う。</p>
3	<p>前提として、理事者説明原稿の配付についての試行に関する意見提出として、以下回答する。メリット、デメリットそれぞれ3点ある。 【メリット】 ①審議時間の短縮 ②質疑に集中できる。 ③説明者の負担軽減 【デメリット】 ①当日の説明を改めて聞くことによる新たな疑問点の発見が喪失 ②審議箇所の把握に戸惑う。 ③幅広い傍聴者（オンラインでの傍聴者など）がその場で説明を聞けない。</p>
4	<p>①事前に情報が分かり、委員会効率化には効果あり ②書式を統一してもよい ③予算書と並べて見る場面を想定すると、1つのiPad内の2画面表示ではスクロール等に苦勞するので、2つの媒体（例えばPC、スマホ、紙等と並べる。）が欲しくなる。 その場合には事前情報のファイルは複数ではなく、まとまっていたほうが操作しやすい。</p>
5	<p>①議案の切り替わりについて 議案が次の議案へ変わる際にこれまでは、理事者説明の時間に手元の質問資料を整えることができたが、そのための時間を設けていないため、質問する議員は慌ただしかったように感じた。今回試行したことで、これらについては今後は、事前の資料準備により、意識して準備すればクリアできるかもしれない。または、進行上少し時間を設けてもいいかもしれない。 ②理事者説明内容の会議録への反映、傍聴者や映像視聴者への共有について とても大切であり、基本前提だと考えているので、今後も漏れなくお願いしたい。</p>
6	<p>効率化の効果として ① 理事者の説明読み上げ時間が削減され、委員会全体の時間短縮につながった。その結果、会議の終了時間が見通しやすくなり、議員・職員双方の負担軽減に寄与したと考えられる。 ②読み原稿を事前に議員へ配付したことで、内容理解が進み、より深い質疑が可能となった。説明に時間を割かない分、質疑・議論に集中できた点は大きな効果といえる。 ③説明を口頭で行わないことにより、傍聴者が内容を把握しにくい可能性がある。この点については、読み原稿を市議会ホームページで公開するなど、市民への情報提供を強化することで改善が期待できるのでは。 ④試行結果を踏まえ、職員へのアンケートを実施し、課題や改善点を共有することが望ましい。継続的な検証により、より適切な運用方法を確立できるのでは。 ⑤読み原稿の標準フォーマット化を進めることで、資料構成が統一され、議員が内容を把握しやすくなる。部局間の書き方の差が減り、質疑の前提となる情報の質が均一化される効果があるのでは。</p>
7	<p>議運にて伝えたとおり、このままの形式で特に異論はない。 また、頂くのは読み上げ原稿なので、校正が十分でない可能性があり、参考資料として議事録掲載するときに、誤字の確認をする必要があるかと思う。</p>

3月定例会での予算決算委員会各分科会の試行に関する意見 一覧

8	<p>部長説明原稿を入手することで、委員会の議論が深まったかどうか？ それほど有効ではなかったと思う。 時間短縮につながったか？ 物理的に、委員会当日の説明時間を使わないため、当然、短縮されたと思う。効果はある。</p> <p>【懸念事項】 ①提出する原稿という前提があるため、体裁を整える必要があり、その分、これまでであれば、清書していない、清書しきれない情報を、口頭で説明することができたと思われるが、それが難しくなると思われる。 ②部長や担当者で認識されている事柄が、原稿に記載があっても読み上げられないことで、他の職員との情報共有が薄くなり、職員同士のフォローアップが難しくなるのではないかとと思う（勉強会などと揶揄するべきものではないと思う。） ③説明原稿の提供は、委員会開催の1日前程度であり、全体を読み込んで、委員会に臨むことは難しいのではないかと？個々の議員が普段から気になっているテーマについては、深まっても、あまり注目されていない事業については、気づかない、見落とし、が出やすくなるのではないかと？</p> <p>【考えられる対策】 ①説明原稿提供から、委員会開始までの日数を増やす（本会議質問の答弁調整は、長くないだろうか。） ②福祉文教は、やはり分量が多いと思われるため、開催の順番を都市環境、福祉文教、総務、の順にする（総務はワイルドカードなので、やはり最後）。</p> <p>懸念事項②については、心配するところで、予算書や決算書が紙媒体で提供されなくなったことも、問題を感じる。課長級ぐらいには市全体を見渡せるように、当初予算と決算書を配付してもよいのではないかと？</p>
9	<p>①各部長の予算概要説明書の事前配付について 事前に配付され、部長からの予算概要説明書で重要な事務事業内容の理解を深めた上で、2日目以降に開かれる分科会での質問に望むことができ、質問内容の充実につながった。 →配付は必要</p> <p>②2年任期について ○政策提言が2つの常任委員会から市に提出された。実績を作ることができた。 ○政策提言に至るまでには、テーマ、課題、調査、意見交換会、内容の取りまとめ、議会報告会など一連の流れをこなそうと思うと、1年では難しい。 →2年任期は必要</p> <p>③もう一つの試行の提案について ○特に新年度予算は市長が施政方針演説をし、その裏付けとなる事務事業の予算概要は、セットで市民が知るべき内容ではないかと思う。 ○そのためには、予算決算委員会全体会の場で、各部長から予算概要説明をする必要があると感じる。 ○全体会での部長からの予算概要説明は、ユーチューブで流れるため、市民が知ることができ、議事録にも残る。 ○また議員にとっても、部長の予算概要説明を聞き、議員全員が予算全体の内容を理解することができ、3日目以降の分科会に向けた質問の準備もできる。 →以上の理由により、分科会の3日前には、予算決算委員会全体会を開催し、各部長等から予算概要説明を聞く場を設ける。以上の試行は行うといいと思う。 (今回の試行と、提案の試行を2つ行った上で、今後の方向を決めるといいと思う。)</p>
10	<p>○予算説明が文書で事前配付されたことは、質問に当たっての理解が深まり、大変いいと思う。質問するに当たっては、「予算説明では〇〇とされているが・・・」とすればよいので、今後も事前に配付したほうがいい。ただし、議員としては結局紙にして読み込むので、紙のほうがありがたい。 ○一般質問が終わり委員会までの時間が短いので、予算説明が頂ける時期はできるだけ早くしてほしい。</p>
11	<p>理事者説明原稿を事前に配付され、当日、説明する時間が短縮されたので、審査の時間が十分に取れた。従来通り、理事者からの説明を受けて、審査をしていたら、17時を過ぎていたと思う（福祉文教委員会）。</p>

3月定例会での予算決算委員会各分科会の試行に関する意見 一覧

12	<p>効率化を図るために分科会での部長説明を省略し、原稿を事前に配付する試みについては、部長がどこまで説明するのかが事前に分かるので、質問の準備もしやすく、議案内容の確認もやりやすくなった。分科会の場での効率化と質問内容作成の準備の効率化は図れたと思う。</p> <p>議案説明から質問、答弁への一連の流れが分科会の中で完結されないため、傍聴者やYouTubeでリアルタイムに見ている市民は分かりづらいと思うが、事前準備があることを周知できれば認識してもらえと思う。</p> <p>議事録については、しっかり研究し、会議録検索システムに漏れなく残るように設定してほしい。</p>
13	<p>「部長説明原稿の事前配付と委員会2年任期と効率化について」</p> <p>部長説明原稿が事前配付されることにより、説明の数値の再確認などの聞き直しに費やされていた質問（確認）時間が減少したと思う。しかし、今回の試行の主たるところの、この予算を可決することによってもたらされる効果についての深堀がもう少しできるのではないかと思った。</p> <p>予算時の深堀した質問で得られた事業詳細について、決算時に実際の費用対効果がどうだったかの確認や次年度予算に向けた改善点の提案などを同じ委員会委員で行えることこそが2年任期の要点だと思う。次回の9月議会の決算は、委員会2年任期の試行を行って初めて、同じ委員会委員が予算は審議していないものの、6月・9月・12月・3月と一年を通じて補正予算を審議した事業が出てくる。どれだけ効率的な質問ができるかの真価はここで問われると思う。</p>
14	<p>特に問題はないと感じたので、継続していき、また何か問題があれば検討する。</p>
15	<p>今回の試行により、時間短縮、質問の整理に大いに貢献できた。</p>
16	<p>文字データは本当によかった。</p> <p>理事者の口頭説明時は、書き記していると次の説明ページが分からなくなる場合が多々あり、これからもお願いしたい。</p> <p>文字データのお陰で質問も多く時間短縮につながったと感じる。</p>
17	<p>今回の試行において、委員会の効率化という面では、効果があったと感じる。が、一方、部長の口頭による説明がないことで、傍聴及び視聴される市民の方には分かりにくいのではないかと感じた。ホームページに説明が掲載されるというものの、そこまで事前に準備していただかなければ分からないというのは、どうなのかと感じた。</p> <p>また、慣れていないこともあるが、委員の私たちも、質問のタイミングが分かりにくいと感じた。</p>
18	<p>本試行は、とても有効であったと感じている。議案の内容について、理解を深めることに資することはもとより、分科会審査においても有用であったと思う。</p> <p>引き続き実施すべきと思う。これがあれば、部長等の説明は不要であると考えている。</p>
19	<p>新しい試みであり戸惑うこともあったが、合理的な手法も感じ取られる。引き続き試行を続け其々の案件における対応の必要性は、再検証してもよいかと考える。</p>
20	<p>前もって文章をもらうのは大変に予算案が分かりやすいが、その説明文を委員会で利用できないのは不便だった。</p>

要望書

6

議会中継映像の利用に関する申請書

尾張旭市議会事務局 御中

私は、貴議会における審議内容を市民に分かりやすく伝えることを目的として、議会中継映像の利用について下記のとおり申請いたします。

要望書

【利用目的】

議会の内容を正確かつ分かりやすく市民へ伝え、関心の向上および理解促進に寄与するため。

【利用内容】

- ・自身の発言部分に限定した映像の使用
- ・編集を加えない形での切り出し
- ・出典（尾張旭市議会、開催日等）の明記
- ・SNS（YouTube、Instagram、Facebook）での配信

【遵守事項】

- ・映像の改変や誤解を招く編集は行いません
- ・著作権および利用規約を遵守します
- ・必要に応じて事前確認を行います

【確認事項】

- ・著作権の帰属について
- ・外部委託配信映像の取り扱いについて
- ・許可が必要な範囲および条件について

本件につきまして、適切なルールのもとで運用したく、何卒ご指導・ご教示のほどよろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月 16 日

氏名：

連絡先：



尾張旭市議会ホームページ 一部抜粋

注意（免責）事項

- ライブ配信及び録画配信は、尾張旭市議会の公式記録ではありません。公式な記録は、会議録（文字）をご覧ください。
- ライブ配信及び録画配信の映像の著作権は、本市議会に帰属します。なお、ライブ中継の映像等を他のウェブサイトや著作権物等に転載しないでください。また、著作権法で許された範囲を超えて複製しないでください。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変しないでください。
- YouTube(ユーチューブ)社のサイト画像に表示される企業広告は、本市議会とは一切関係ありません。また、広告によるいかなる損害についても、本市議会は一切責任を負いません。
- **中継が正常に視聴できないあるいは視聴することによる何らかの損害が生じた場合、本市議会は一切責任を負いません。**
- **多くの方が同時にアクセスした場合やYouTube(ユーチューブ)社のメンテナンス、ご使用になる端末(パソコン・スマートフォン等)やインターネット接続環境によっては、議会中継をスムーズに視聴できない場合があります。**
- YouTube(ユーチューブ)社のサービス内容の変更によって、ライブ中継が実施できなくなる、録画中継が削除される等、予告なく委員会中継の実施内容を変更することがあります。
- 視聴に係るシステム要件及び利用規約など、詳しくはYouTube(ユーチューブ)社のウェブサイトにてご確認ください。

